

平成29年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成29年度6月補正予算等関係)

危機管理局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年6月定例会議案説明資料目次

危機管理局

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		危機管理政策課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 節の明細		5

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について	危機管理政策課	6
議案第15号	財産の取得(移動式ホールボディカウンタ車)について	原子力安全対策課	11

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	原子力安全対策課	12
報告第10号	長期継続契約の締結状況について	消防防災課	13

議案説明資料総括表

危機管理局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
危機管理政策課	382,748	8,378	391,126				8,378	
合計	1,576,547	8,378	1,584,925				8,378	

説明

(危機管理政策課)

- ・ (新) 災害時における要支援者対策事業
- ・ 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について

(原子力安全対策課)

- ・ 財産の取得 (移動式ホールボディカウンタ車) について

平成29年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機管理政策課（内線：7584）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）災害時における要支援者対策事業	0	8,378	8,378				8,378	
トータルコスト	0	8,378	8,378	（補正に係る主な業務）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	人材育成研修の委託、補助金の交付				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昨年10月の鳥取県中部地震では自主避難所開設、本年1月、2月の豪雪時では沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供など、鳥取県らしい人と人との絆を基調とした住民の助け合い、支え合いの重要性が改めて認識されたところである。

住民の防災意識が高まっているこの時期を逃すことなく、市町村社会福祉協議会を核とした、支え愛マップづくりを全県下に広げ、災害時の要支援者への支援を確保し、災害に強い地域づくりを推進する。

2 主な事業内容

実施主体：（1）～（3）鳥取県社会福祉協議会、（4）市町村

事業名（予算額）	事業概要
（1）支え愛マップ作成に係る人材育成研修（委託事業）（1,307千円）	マップ作成を地域で支援する市町村社協、市町村職員等へのマップ作成支援能力の向上を目的に開催する。 ○対象事業：市町村社協、市町村職員等の作成支援者を対象とした研修会 ○予算額：1,307千円 ○開催回数：年6回程度（東、中、西部で各2回） ○参加者：市町村社協職員、市町村職員（福祉・防災・土木担当）等
（2）住民等向けの意識啓発等に係る研修（委託事業）（321千円）	マップの活用事例や、マップ作成の基礎知識を学んでいただき、新たにマップ作成に取り組む地域を増やすことを目的として開催する。 ○対象事業：住民の共助の取り組みのきっかけとなる、マップ作成について知っていただくための基礎研修 ○予算額：321千円 ○開催回数：年7回程度（県内7地区で各1回） ○参加者：民生委員、自治会長、区長など（地域福祉に携わっている方）
（3）モデル地区への重点支援（補助事業）（2,250千円）	マップ作成にとどまらず支え愛避難所の活用や避難訓練などを通じた要支援者支援などの地域の支え愛活動を支援する。 ○対象事業：支え愛マップ作成、避難訓練から支え愛避難所想定施設の機能整備まで一連の取組 ○予算額：@100千円×30地区×3/4=2,250千円
（4）福祉避難所への支援（補助事業）（4,500千円）	市町村が指定する福祉避難所の避難者受入に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う。 ○対象事業：福祉避難所に必要な機材等の整備に対する取組 ○予算額：@300千円×30箇所×1/2=4,500千円

※「福祉避難所」とは、災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるための施設。

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち危機管理局					
				補正前	補正額	補正後	6項 防災費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	550,245		550,245	35,769		35,769	35,769		35,769
2 給料	2,951,742		2,951,742	159,516		159,516	159,516		159,516
3 職員手当等	4,427,125		4,427,125	84,791		84,791	84,791		84,791
4 共済費	1,143,458		1,143,458	63,110		63,110	63,110		63,110
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	20,389		20,389						
7 賃金	33,606		33,606						
8 報償費	262,617	487	263,104	10,894		10,894	10,894		10,894
9 旅費	239,482	1,561	241,043	23,718		23,718	23,718		23,718
費用弁償	28,034		28,034	2,286		2,286	2,286		2,286
普通旅費	158,510		158,510	11,426		11,426	11,426		11,426
特別旅費	52,938	1,561	54,499	10,006		10,006	10,006		10,006
10 交際費	3,600		3,600						
11 需用費	531,870	2,647	534,517	122,937		122,937	122,937		122,937
12 役務費	548,656		548,656	60,726		60,726	60,726		60,726
13 委託料	5,290,706	21,113	5,311,819	748,056	1,628	749,684	748,056	1,628	749,684
14 使用料及び賃借料	847,679		847,679	43,519		43,519	43,519		43,519
15 工事請負費	1,374,886		1,374,886	14,134		14,134	14,134		14,134
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	134,683		134,683	56,529		56,529	56,529		56,529
19 負担金、補助及び交付金	8,166,863	106,780	8,273,643	110,040	6,750	116,790	110,040	6,750	116,790
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積立金	134,793		134,793						
26 寄附金									
27 公課費	243		243	243		243	243		243
28 繰出金									
予備費									
計	26,835,343	132,588	26,967,931	1,533,982	8,378	1,542,360	1,533,982	8,378	1,542,360
財源内訳	国庫支出金	2,353,218	50,118	2,403,336	463,031		463,031	463,031	463,031
	地方債	1,857,000	32,000	1,889,000	39,000		39,000	39,000	39,000
	その他	3,253,179	28,376	3,281,555	157,430		157,430	157,430	157,430
	一般財源	19,371,946	22,094	19,394,040	874,521	8,378	882,899	874,521	8,378

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

(単位:千円)

節 款 項 目	2款 総務費			危機管理局計		
	うち危機管理局					
	6項 防災費			補正前	補正額	補正後
	1目 防災総務費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	19,713		19,713	37,963		37,963
2 給料	159,516		159,516	178,506		178,506
3 職員手当等	84,791		84,791	94,336		94,336
4 共済費	60,572		60,572	70,325		70,325
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	5,074		5,074	11,035		11,035
9 旅費	16,384		16,384	24,291		24,291
費用弁償	657		657	2,486		2,486
普通旅費	8,229		8,229	11,656		11,656
特別旅費	7,498		7,498	10,149		10,149
10 交際費						
11 需用費	52,019		52,019	123,551		123,551
12 役務費	32,504		32,504	61,785		61,785
13 委託料	603,335	1,628	604,963	749,510	1,628	751,138
14 使用料及び賃借料	38,322		38,322	44,299		44,299
15 工事請負費	1,876		1,876	14,134		14,134
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	54,485		54,485	56,529		56,529
19 負担金、補助及び交付金	94,679	6,750	101,429	110,040	6,750	116,790
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金						
26 寄附金						
27 公課費	49		49	243		243
28 繰出金						
予備費						
計	1,223,319	8,378	1,231,697	1,576,547	8,378	1,584,925
財 国庫支出金	457,486		457,486	463,031		463,031
財 地方債	39,000		39,000	39,000		39,000
財 その他	134,676		134,676	166,121		166,121
財 一般財源	592,157	8,378	600,535	908,395	8,378	916,773

節 の 明 細

	項	目		金額(千円)等
2	款	総務費		
	6	項	防災費	
		1	目 防災総務費	
			負担金、補助 及び交付金	
			・災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金	2,250
			・福祉避難所事前配置資機材整備事業補助金	4,500

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 平成28年4月に発生した熊本地震での支援経験、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震や平成29年1月及び2月の本県における豪雪の被災経験を踏まえ、強化すべき施策や新たな取組を推進するため、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 災害発生時に住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、住民は自主運営に努めるものとする。 また、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに必要な支援を行うよう努めるものとする。 (2) 防災及び危機管理を行うに当たっては、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組である「災害時支え愛活動」に積極的に取り組むこととし、基本的な考え方として加える。 また、市町村は災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県も市町村に対し必要な支援を行うものとする。 (3) 市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保に加え、その者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について特に配慮するものとする。 (4) 知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材のうち法令上義務付けのないものの耐震性の確保及び向上について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (5) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進するため、市町村長は、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に公益上の必要があると認めた場合の提供手続き等の特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。 また、支援関係者は支え愛マップの作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。 (6) 市町村長は、避難所等に避難した者のほか、支援を必要とする被災者の情報収集等にも努めるものとする。 (7) 知事及び市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮して、避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する取組に努めることとする。 (8) 市町村長は、車中避難者等の身体的又は精神的な負担を軽減する取組に努めるものとする。 (9) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設（支え愛避難所を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(9) 支え愛避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であって、住民が自主的に設けるものをいう。</u></p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。）については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。</u></p> <p><u>(3) 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

4 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第32条の規定により作成する計画ののつり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2・3 略

4 県は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう市町村に対して必要な支援を行うものとする。

5 略

(情報の提供)

第11条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 略

3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保並びにその者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について、特に配慮するものとする。

4 略

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画ののつり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2・3 略

4 略

(情報の提供)

第11条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 略

3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

4 略

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

2 知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材の地震に対する安全性の確保及び向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の避難行動要支援者の支援に係る関係者(以下「支援関係者」という。)の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をすることができるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。

3 支援関係者は、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ(平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。以下同じ。)の作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所及び支え愛避難所(以下「避難所等」という。)に避難した者及び支援を必要とする被災者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、支援関係者及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所等の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理す

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるように、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に開する情報を共有するよう努めるものとする。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他その安

<p>るよう努めるものとする。</p> <p>(避難所等の運営等)</p> <p>第24条 <u>避難所等に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合においては、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>市町村長は、必要に応じて福祉、医療等の関係者の協力を得て、避難所等に避難した高齢者、障がい者、外国人等について、その多様な特性に配慮し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>市町村長は、車中避難者等（自家用車の中その他の狭い空間を避難のための滞在の場所としている者をいう。以下同じ。）に対し、生活環境が良好な避難所等の情報を提供することその他車中避難者等の身体的又は精神的負担を軽減する取組に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>知事は、前3項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。</u></p>	<p>全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。</p> <p>(避難所の運営等)</p> <p>第24条 <u>避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市町村長は、避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	財産の取得（移動式ホールボディカウンタ車）について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>移動式ホールボディカウンタ車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 広島県広島市中区袋町5番25号 株式会社日立製作所中国支社 支社長 渡辺弘之</p> <p>(3) 取得予定価格 117,720,000円 (うち消費税額8,720,000円、消費税率8%)</p> <p>(4) 取得の目的 原子力防災活動の用に供するため、移動式ホールボディカウンタ車を更新するものである。</p> <p>(5) 仮契約日 平成29年5月26日（金）</p> <p>(6) 納入期限 平成30年2月28日（水）</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達公告（一般競争入札） 5月2日（火）～5月18日（木） ・入札（落札）日 5月19日（金） 	種類	品名	数量	動産	移動式ホールボディカウンタ車	1台
種類	品名	数量					
動産	移動式ホールボディカウンタ車	1台					

平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

危機管理局

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入		特定財源		
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
2	総務費	6 防災費	535,450,000	234,974,000	円	円	円	円	円	円
		原子力防災対策事業費	535,450,000	234,974,000						
		危機管理局 合計	535,450,000	234,974,000						

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	消防防災航空セン ター	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	375,412円	平成29年4月3日 ～平成34年3月31日	鳥取県消防防災航空 センター

